

令和8年2月 日

競争入札心得書

第1条（目的）

社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会支部福岡県済生会二日市病院（以下「二日市病院」という。）で執行する競争入札（以下「競争入札」という。）については、この心得の定めるところにより行う。

第2条（競争入札）

1. 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者等」という。）は、仕様書および現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書により、入札しなければならない。
この場合において、仕様書につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
2. 入札書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、入札説明書等に示した時刻までに入札箱に投入し、または提出しなければならない。
3. 入札参加者等が代理人をして競争入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。
4. 入札参加者等または入札参加者等の代理人は、同一事項の競争入札に対する他の入札参加者等の代理人をすることはできない。
5. 入札参加者等は、暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者ではないこと、または将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

第3条（入札の辞退）

1. 入札参加者等は、競争入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
2. 入札参加者等は、競争入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に挙げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 競争入札の執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を病院に直接持参し、または郵送（競争入札の執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - (2) 競争入札の執行中にあっては、入札辞退書またはその旨を明記した入札書を、競争入札を執行する者に直接提出して行う。
 - (3) 競争入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

第4条（公正な入札の確保）

1. 入札参加者等は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自の価格を定めなければならない。
3. 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第5条（内訳明細書）

競争入札に当たっては、予め入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

第6条（競争入札の取りやめ等）

入札参加者等が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

第7条（入札書の引換の禁止）

入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札または開封の前後を問わず、引換え、変更または取り消しをすることはできない。

第8条（入札の無効）

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札に参加することはできない。

- (1) 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。
- (2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (3) 競争入札金額の記載を訂正したとき。
- (4) 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないときまたは記名（法人の場合はその名称および代表者の記名）が判然としないとき。
- (5) 再度入札において、前回の最低入札金額と同額またはこれを超える金額をもって入札を行ったとき。
- (6) 1人で同時に2通以上の入札書をもって競争入札を行ったとき。
- (7) 明らかに連合によると認められるとき。
- (8) 暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、病院の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

第9条（開札等及び公表）

開札の公表結果は入札書の投入が終わった後、入札者の面前で、結果を公表して行う。

第10条（再度の競争入札）

1. 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
2. 前項の再度の入札は、2回を限度とする。

第11条（同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

落札となるべき同価の入札が2人以上ある時は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かせない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第12条（契約保証金）

契約保証金は、免除する。

第13条（入札参加者等の制限）

1. 次に該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することとはできない。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。
 - （1）契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関し、不正の行為があった者。
 - （2）公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。
 - （3）落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者。
 - （4）監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - （6）前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

第14条（契約書等の提出）

1. 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、予め病院の書面による承諾を得たときは、この限りではない。
2. 落札者が前項の期間内に契約書を提出しない時は、落札はその効力を失う。

第15条（異議の申立）

入札参加者等は、競争入札後この心得書、仕様書および物件説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

以上